

19 麻 薬 取 締 部

(1) 取 締 り

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け刑事訴訟法上の司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

・麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD など
・大麻取締法	大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻など
・あへん法	あへん、けし、けしがら
・覚醒剤取締法	覚醒剤
・麻薬特例法	薬物犯罪収益の隠匿・收受の処罰、薬物犯罪収益の没収など
・医薬品医療機器等法	模造医薬品、指定薬物（危険ドラッグ）

※ 麻薬特例法

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

※ 医薬品医療機器等法

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

[刑法]

- ・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

事件によって、関係取締機関（警察、海上保安庁、税関など）と合同で薬物犯罪捜査を行っています。

また、毎年 6 月頃に、厚生労働省との共催で、管内薬物取締機関の参加を得て、近畿地区麻薬取締協議会を開催しています。新たに規制された薬物や取締上の特異事例などについて情報交換を行い、犯罪手口の変化に対応するための意見交換を行うなど各機関との連携を図っています。

② 実績

ア 検挙人員（令和 4 年度）

	麻薬及び 向精神薬 取締法	大麻 取締法	覚醒剤 取締法	麻薬 特例法	医薬品 医療機器 等法	合計
件数(件)	21	36	41	34	12	144
人員(名)	21	49	30	17	14	131

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※暫定値】

イ 押収実績（令和4年度）

麻薬	大麻	覚醒剤
MDMA 7,946錠 2,282g ケタミン 417g	大麻濃縮物 16,763g 大麻製品 191g 乾燥大麻 3,557g 大麻草 93本	13,026g

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※小数点以下は四捨五入 ※暫定値】

ウ 令和4年度の傾向

昨今、TwitterなどのSNSを悪用した薬物犯罪が流行しており、令和4年度にあっても同様の傾向が認められました。SNSに薬物密売広告を掲載するほか、いわゆる闇バイトとして薬物の荷受人を募集するなど、SNSの利用方法が多岐に及んでいます。

近年増加傾向にある大麻事犯については収束の気配が認められず、一定数以上の大麻の押収がありました。また、大麻草に含まれるTHCと化学構造が類似したHHCやTHC-0等を含む大麻濃縮物が押収されるなど、大麻の乱用形態が多様化しています。

（2）鑑 定

① 概要

薬物犯罪を立証するため、麻薬取締部では最新機器を使った規制薬物や証拠品の鑑定を行っています。

主なものとして、以下の鑑定を行っています。

- ア 押収薬物の特定
- イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液など）からの規制薬物の検出
- ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

また、信頼性の高い鑑定手法の開発や、新たな規制薬物の鑑定方法の研究を行っています。

② 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鑑定総件数	1,478件	1,518件	1,599件

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※受理日を元に算出】

（3）許 認 可

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬などは医薬品として医療上の有用性がありますが、ひとたび乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすこととなります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通は医療や学術研究に限定されています。また取り扱うことのできる者を免許によって特定し、

その取扱いを規制することによって、不正ルートへの横流しを防止しています。

近畿厚生局麻薬取締部は、麻薬及び向精神薬取締法などの規定に基づき、厚生労働大臣や近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可などの審査などを行っています。

② 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許認可総件数	517件	470件	762件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

※ 新型コロナウイルス感染症対策として実施されてきた出入国制限が緩和された影響で出入国者数が増加し、令和4年度の麻薬・覚醒剤原料の携帯輸出入の申請件数が増加しました。それに伴って、許認可総件数も増加しています。

(4) 立入検査

① 概要

麻薬及び向精神薬取締法などの各法令に基づいて、免許・指定・届出・許可などを受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸売・卸売業者、医療機関、薬局などの小売業者、研究者に対し、管内府県の薬務担当者と協力し、立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立入検査実施総件数	446件	109件	163件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

(5) 違法薬物相談電話

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、大阪「06-6949-3779」、神戸「078-391-0487」にそれぞれ直通の電話番号を設置し、違法薬物全般に係る相談業務を行っています。

提供された情報を分析し、違法薬物の押収や被疑者検挙に向けた捜査を行っています。

② 実績

相談受理件数	令和2年	令和3年	令和4年
大阪	207件	165件	108件
神戸	72件	31件	18件
合計	279件	196件	126件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

(6) 再乱用防止対策

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、薬物の乱用によって刑事手続きを受けた方や薬物問題でお困りのご家族の方などを対象に、薬物乱用を繰り返さないための支援を実施しています。

② 実績

ア 面談、電話、メールなどを用いた相談

イ 認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施

ウ 精神保健福祉センター、医療機関、自助団体などの紹介などで、専門職員が相談に応じています。

再乱用防止対策室の直通相談電話は「06-6949-6330」です。

(7) 薬物乱用防止のための啓発活動

① 概要

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために新たな乱用者を作らないことも重要であることから、近畿厚生局麻薬取締部は青少年に対する啓発指導などを実施しています。

② 実績

<主な予防啓発活動>

ア 不正大麻・けし撲滅運動

大麻の成長期や違法な「けし」の開花時期に合わせ、ポスター、リーフレットなどを配布し、府県・保健所などと協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、それらの発見・除去に努めています。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

ウ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10月～11月）

エ 学校教育における啓発活動

学校などにおける薬物乱用防止教室において講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。